

「床暖房賃貸制度」の概要

2025.10

東京ガス株式会社の「床暖房賃貸制度」をご契約いただくにあたり、
必要となる情報をご案内します。内容をご一読ください。

契約種別の確認

「床暖房賃貸制度」は、以下のいずれかに該当するお客さまがご利用いただけます。

- 1 東京ガスと「ガス需給契約」を締結しているお客さま
- 2 他のガス会社と「ガス需給契約」を締結しているお客さま
- 3 東京ガスのガス取次店と「ガス需給契約」を締結しているお客さま

お客さまに該当する項目の内容を下記 1～3 の契約種別よりご確認くださいお申し込みください。

契約種別 1 東京ガスと「ガス需給契約」を締結しているお客さま

役務の種類	お客さまの住戸内に設置されている床暖房用コントローラ及び温水マット床暖房設備の使用に関する契約
料金(税込)	初期登録料 1,100円(税込) 使用料 毎月220円(税込) 床暖房のご使用にともなうガス料金はお客さまのご負担となります。
お支払方法	初期登録料…契約成立日が属する月の翌月または翌々月のガス料金と同様の支払い方法にてガス料金と合算請求となります。 使用料…初期登録料の請求同月より、本契約の有効期間内におけるガス料金と同様の支払い方法にてガス料金と合算請求となります。
お支払期限	ガス料金と合算請求…お客さまが現在ご契約されているガス需給契約に基づくガス料金の取り扱いと同様となります。
契約期間	契約成立日からお客さまによる解約の申し出が成立した日、または東京ガスとのガス需給契約が解約された日のいずれか早い日までとなります。なお、ガス需給契約の解約に伴い本契約も終了します。
●「床暖房賃貸制度」にお申し込みいただくと、床暖房向け「おトクなガス料金メニュー（家庭用選択約款）」がご利用いただけます。別途、おトクなガス料金メニューへのお申し込みを忘れずに行ってください。 ●適用される「おトクなガス料金メニュー」は設置されている機器により異なります。詳しくは「おトクなガス料金メニュー」パンフレットをご確認ください。ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。（東京ガスお客さまセンター） ●店舗、事務所など住居以外の用途でご使用される場合「おトクなガス料金メニュー」の適用はありません。	

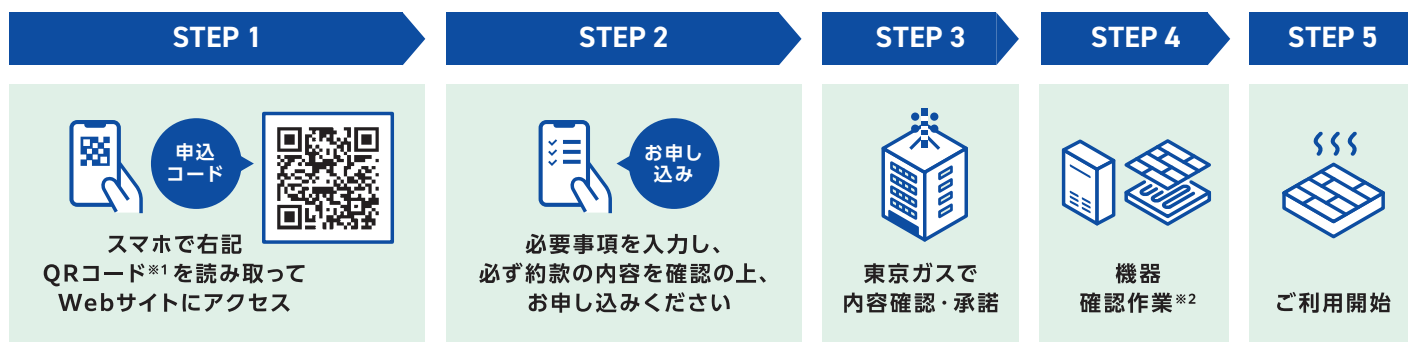
契約種別 2 他のガス会社と「ガス需給契約」を締結しているお客さま

役務の種類	お客さまの住戸内に設置されている床暖房用コントローラ及び温水マット床暖房設備の使用に関する契約
料金(税込)	床暖房設備の年間使用料 3,740円(税込) 床暖房のご使用にともなうガス料金はご契約のガス会社の料金によりお客さまのご負担となります。
お支払方法	『クレジットカード』または『口座振替』にて一括での支払いとなります。『クレジットカード』『口座振替』については、別途お申し込みが必要となります。※払込書での支払い方法は廃止されました。（2025年9月末）
お支払期限	クレジットカード払い…カードが使えない場合、払込書にてご案内します。 口座払い…引き落とし日までに残高をご用意ください。引き落としが出来ない場合、払込書にてご案内します。
契約期間	契約成立日の属する月の翌月1日から起算して1年になります。また、契約成立日からお客さまによる解約の申し出が成立した日、または他ガス会社とのガス需給契約が解約された日のいずれか早い日までとなります。
●ガス料金の割引などのメニューについては、ご契約先のガス料金メニューをご確認ください。 ●転居の際、東京ガスではお客さまの異動情報が確認できないため、事前に東京ガスまでご連絡いただき、契約の解約手続きを行ってください。	

契約種別 3 東京ガスのガス取次店と「ガス需給契約」を締結しているお客さま

役務の種類	お客さまの住戸内に設置されている床暖房用コントローラ及び温水マット床暖房設備の使用に関する契約
料金(税込)	初期登録料 1,100円(税込) 使用料 毎月220円(税込) 床暖房のご使用に伴うガス料金はご契約ガス会社の料金によりお客さまのご負担となります。
お支払方法	初期登録料…契約成立日が属する月の翌月または翌々月のガス料金と同様の支払い方法にて東京ガスのガス取次店に支払うガス料金と合算請求となります。 使用料…初期登録料の請求同月より、本契約の有効期間内におけるガス料金と同様の支払い方法にて東京ガスのガス取次店に支払うガス料金と合算請求となります。
お支払期限	お客さまが現在ご契約されている東京ガスのガス取次店でのガス需給契約に基づくガス料金の取り扱いと同様となります。
契約期間	契約成立日から、お客さまからの解約の申し出の成立日または、東京ガスのガス取次店とのガス需給契約が解約される日までになります。 ガス契約の異動について：ガス需給契約が東京ガスへの切り替え 1 の場合は契約継続、他ガスへの切り替え 2 の場合、本契約は終了となります。
●ガス料金メニューについては、ご契約のガス取次店にご確認のうえお申し込みください。 この制度に関係する東京ガスのガス取次店（2025年10月現在） ※代表例：楽天ガス/J：COMガス/ドコモガス	

お申し込みから利用開始までの流れ（Webからのお申し込みの場合）



パソコンの場合はURLを入力してください **お申し込みURL▶** https://krs.bz/tg_jusetsu/m/yukachin

※1: QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。今回、「床暖房賃貸制度」にお申し込みいただかなくても、お客さまのご希望でいつでもお申し込みいただくことが可能です。お申し込みを希望される場合は、上記「床暖房賃貸制度」お申し込みフォームを送信ください。

※2: 「床暖房賃貸制度」をお申し込みいただくと、通常は床暖房は使える状態になっております。もし、使用できない場合は、東京ガスお客さまセンターへご連絡ください。機器の確認作業を行い、床暖房が使用可能な状態にします。熱源機がバルコニーなどに設置されている場合、点検時にお部屋の中に入らせていただくことがあります。その際はお客さまに立ち会いをお願いしていますので、あらかじめご了承ください。

契約成立について

お客さまのWeb入力内容が弊社に到着し、弊社がお申し込み内容を確認後、契約入力をさせていただきます。Webにてお申し込みいただいたお客さまの契約内容につきましては、契約成立後改めてご案内させていただきます。



※3: 契約成立日は、お客さまからのWebサイトへのお申し込み日となります。

「床暖房賃貸制度」へのお申し込みにあたってのご確認事項

転居の場合

「床暖房賃貸制度」は住戸単位でのご契約となりますので、床暖房賃貸制度の対象となる他のお部屋へ転居された場合でも、再度のお申し込みが必要になります。

途中解約について

「床暖房賃貸制度」の途中解約をご希望のお客さまは、東京ガスお客さまセンターへご連絡ください。東京ガス担当者よりあらためてご連絡させていただき、内容の承諾を行った日に解約が成立します。

解約時の取扱いについて

解約が成立した場合、解約成立日までにお支払いいただいた初期登録料および利用料金につきましては、返金いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

個人情報の取り扱いについて

当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給販売業、住宅設備機器・機械器具の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、警備防災業、総合リース業、金融・保険業、生活関連サービス業、クレジットカード業、不動産賃貸・管理業、教育支援業及びこれらに付帯する事業、並びに関連するアフターサービスの提供及び上記各種事業に関するお知らせのために利用いたします。その他、個人情報の取り扱いについては、当社ホームページの「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。

ガス小売事業者

東京ガス株式会社

〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20

代表取締役社長 笹山 晋一

本契約の申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ）について、 以下の内容を十分にお読みください。

お客さまが、特定商法取引法上の訪問販売または電話勧誘販売により、床暖房賃貸制度（以下「本契約」といいます。）へ申し込みまたは契約締結した場合で、お客さまに本契約の申し込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行う権利がある場合は本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでに書面または電氣的記録による通知を発した時、以下のクーリング・オフの効力が発生します。

1 お客さまがクーリング・オフを行った場合、お客さまは

- a 損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。
- b 既に本契約にもとづき提供された商品およびサービスの対価について支払いを請求されることはありません。
- c 本契約にかかわる商品またはサービスの引き渡しに既にされている場合には、その引取りに要する費用を負担することはありません。
- d 既に本契約に関連した金銭を支払われている場合には、速やかに全額が返還されます。
- e 本契約にかかわる商品またはサービスの提供に伴い、お客さまの土地や建物その他の工作物の現状が変更された場合は、当社はその原状回復に必要な措置を無償で講じます。

2 お客さまが当社または販売代理店がクーリング・オフに関して不実のことを告げたことにより誤認し、または威迫したことにより困惑したために、クーリング・オフを行わなかった場合には、お客さまは、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面または電氣的記録による通知によりクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフを行う場合は、その旨を当社まで書面（ハガキ等）またはメールにてお知らせください。

1. 書面の場合

簡易書留での送付をおすすめします。

郵送先 ※右記郵便はがき記載イメージ参照

東京ガス株式会社 リビング営業二部
床暖房賃貸制度お申し込み受付
〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20

2. メールの場合

以下のメールアドレスに送信してください。

送信先

yukachin-shitsumon@tokyo-gas.co.jp

※郵便はがき記載イメージ

切手	郵便はがき 1058527	東京都港区海岸1-5-20
お申し込み受付行	東京ガス株式会社 リビング営業二部	
床暖房賃貸制度		

ア お客さまの氏名、住所、電話番号
イ お申し込み日
ウ 営業箇所名、住所、電話番号
エ 本契約の名称及び契約種別
オ 「イの日付の申し込みを撤回します。または本契約を解除します。」

書面・メール
記載内容

- ア お客さまの氏名、住所、電話番号
- イ お申し込み日
- ウ 営業箇所名、住所、電話番号
- エ 本契約の名称及び契約種別
 - 契約の名称「床暖房賃貸制度」
 - 契約種別 ※お客さまの契約種別 1～3 を記入ください。
- オ 「イの日付の申し込みを撤回します。または本契約を解除します。」